

生活困窮者自立支援法施行規則
平成27年 2月 4日厚生労働省令第16号

改正：令和 2年 4月30日厚生労働省令第94号（生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令）

改正前	改正後
-附則-	
施行日：令和 2年 4月30日	
◆追加◆	<p>（生活困窮者住居確保給付金に関する暫定措置）</p> <p>第四条 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）に伴う経済情勢の変化に鑑み、当分の間、第十条第五号の適用については、同号中「公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に期間の定めのない労働契約又は期間の定めが六月以上の労働契約による就職を目指した求職活動」とあるのは、「誠実かつ熱心に求職活動」とする。</p>
-改正法・附則・題名- ～令和 2年 4月30日 厚生労働省 令 第94号～	
施行日：令和 2年 4月30日	
◆追加◆	附 則（令和二・四・三〇厚労令九四）
-改正法・附則- ～令和 2年 4月30日 厚生労働省 令 第94号～	
施行日：令和 2年 4月30日	
◆追加◆	この省令は、公布の日から施行する。
